

九州西部会事務規程

(所掌事務)

第1条 九州西部会(以下「部会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)事務規程第14条第4項において規定される事項の処理に関し調査審議するものとする。

(事務局の所在地)

第2条 部会の事務局は、九州漁業調整事務所に置く。

(部会長及び部会長職務代理者)

第3条 部会に部会長及び部会長職務代理者を置く。部会長及び部会長職務代理者は委員が互選する。ただし、委員が部会長を互選することができないときは、委員会の会長(以下「会長」という。)が委員の中からこれを選任する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会について、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長及び部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときの会議は、会長が招集する。

- 2 部会長(部会長及び部会長職務代理者がともに欠け又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときは、会長)は、在任委員の3分の1以上の委員から書面で会議の目的たるべき事項を示して部会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、部会を招集しなければならない。
- 3 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、あらかじめ議事事項並びに部会の日時及び場所を、各委員に通知しなければならない。
- 4 委員は、部会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第5条 部会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 部会の会議は公開とする。

第6条 部会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、部会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第7条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

- 2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって部会長がこれを許可する。

第8条 部会は、委員会に置かれた専門委員に出席を求めることができる。

2 部会は、必要あると認めるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができる。

3 参考人の選定は、部会の意見を踏まえ、部会長が行う。

第9条 委員は、自己又は親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、部会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 部会長は、次の事項を記載した部会の議事録を作成するものとする。

一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所

二 出席委員の氏名

三 付議事項

四 議事

五 議決の数

六 報告書

七 答申書又は具申書

八 その他重要な事項

第11条 議事録は、部会長及び部会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(専門部会の設置)

第13条 部会は、その議決により、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会の属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については、全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、その調査審議の結果を部会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、部会の議決によって行う。

(庶務)

第15条 部会の庶務は、九州漁業調整事務所において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年11月12日より適用する。

この規程は、令和2年12月9日より適用する。